

先進医療について

当院では、次の4項目の「先進医療」について、厚生労働省の承認を受けています。

●先進医療 A

1 腹腔鏡下広汎子宮全摘術

適応症：子宮頸がん

子宮頸がんに対する腹腔鏡下広汎子宮全摘術が、2014年12月に先進医療に収載されました。当院でも先進医療として開始しています。

当該手術は腹腔鏡を用いて行う手術であり、開腹による方法と比較して、より正確であり、かつ手術による侵襲を大幅に低減することが可能となります。

●先進医療 B

2 パクリタキセル静脈内投与及びカルボプラチン腹腔内投与の併用療法

適応症：上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん

この臨床試験は、上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がんの治療で広く世界的に用いられているパクリタキセルとカルボプラチンの2種類の薬剤を併用した治療法です。パクリタキセルとカルボプラチンの静脈内投与は保険適応が認められていますが、カルボプラチンの腹腔内投与は保険適応が認められていません。この2つの抗がん剤の組み合わせ治療のうち、カルボプラチンの投与方法を静脈内から腹腔内に変更した場合、どちらの投与方法による治療法がより優れているかを研究するものです。

3 ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法

適応症：肺がん

この臨床試験は、外科手術で切除された非扁平上皮非小細胞肺がんⅡ-ⅢA期に対して、ビノレルビン+シスプラチン療法とペメトレキセド+シスプラチン療法のどちらが優れた治療法か研究するものです。

※先進医療とは・・・

「厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養」として、厚生労働大臣が定める「評価療養」の1つとされています。具体的には、有効性及び安全性を確保する観点から、医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関は届出により保険診療との併用ができることとしたものです。

なお、先進医療については、将来的な保険導入のための評価を行うものとして、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術等と保険診療との併用を認めたものであり、実施している保険医療機関から定期的に報告を求めることとしています。（厚生労働省のホームページより抜粋）

※臨床試験とは・・・

よりよい治療法や診断法を確立するために行われるのが「臨床試験」です。臨床試験とは、患者さんに参加して頂いて治療法や診断法の有効性や安全性を調べる研究のことをいいます。現在行われている多くの治療法や診断法も、国内および海外で行われた臨床試験によって進歩してきました。